|  |
| --- |
| **平成３１年度（２０１９年）**  **社会福祉法人　いなほ福祉会**  **放課後等デイサービス事業所　放デイ　ほたる　事業計画書** |

１、事業の目的・方針

発達につまずきのある障害を持つ、主に学童期の児童（１８歳未満）とその家族に対して、通園の方法をとり、学校・家庭に次ぐ第３の場として、放課後や長期休みに豊かで充実した日中活動を保障し、友だちと共にする遊びの中で、集団生活を楽しめるよう適切な指導や援助を行い、豊かな育ちを保障する。

２、利用定員

定員　１０名　利用登録者　１９名（平成３１年４月予定）

３、職員体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 定数 | 現員 |
| 管理者 | １名 | １名（兼務） |
| 児童発達支援管理責任者 | １名 |
| 保育士  または（児童）指導員 | ２名 | ２名（常勤・専従）  　３名（非常勤・専従） |
| **合　　計** | ４名 | ８名 |

４、営業日及び営業時間

①営業日

月～金曜日

第１土曜日、第３土曜日

行事等によるその他の土曜日、日曜日

（国民の休日、年末年始、夏季休暇を除く）

1. 営業時間

月～金曜日　　　　　　　１０:００～１８:００

第１土曜日、第３土曜日　　８:３０～１７:００

５、今年度の重点方針

＜紀宝町の子どもの本格的な受け入れを開始する＞

昨年度の重点方針であった三重県南牟婁郡での事業所の開始を平成３１年１月に行い、登録者は、和歌山県の支援学校在籍１４名、支援学級在籍２名、紀宝町１名、に加え、紀宝町の子ども新規に２名を受け入れ、１９名となった。春に利用終了予定者は、卒業生が４名、その他にも２名が想定されており、来年度は毎日１０名定員の枠内で新規の受け入れを本格的に開始する事が可能となる。支援学級の子どもたちの受け入れるにあたっては、学校への迎えを様々な時間帯において対応する事が必要となるため、送迎も含め、保護者や学校と連携を密にしながら、スムーズな受け入れができるよう努める。また、現在第1土曜日、第3土曜日の開所であるが、第3土曜日は紀宝町が開校日であるため、利用をする事が難しい状況である。その他の土曜日の利用のニーズについても把握に努め、職員の確保等をも含め、土曜日開所について模索をしていく。定員枠を満たす利用については、そうする事でかろうじて運営が成り立つ事業であるため、必須ではあるが、今まで、定員に達しているため、小学校への就学を機に利用を希望する子どもが入れない状況があった。和歌山ではその他の事業所を紹介する等対応を行ってきたが、紀宝町ではそれも難しい。必要な子どもに必要なサービスが適切に提供できるよう、毎年春には利用日を改める措置を取る事を事業所方針としていく

＜子どもの障害特性にあった支援を提供する＞

これまで支援学校に通学する子どもたちに対し、見てわかる工夫、過敏さに配慮した関り、みんなで共に実体験をして楽しむ活動を主に行ってきた。1月からの開所ですでに支援学級の子どもの割合が増え、多種多様な障害程度や特性があるため、一人一人の事を充分理解する事が重要である事をさらに認識した。一見その生きづらさが理解されない子どもたちであるからこそ、子どもの真の願いを理解し、代弁していく事が必要となってくる。学校で十分頑張ってきている子どもたちなので、事業所に来て受け入れられ、ホッとでき、ありのままの自分を表現しながら安心して楽しめる場所として機能できるよう、発達障害についての学習を重ねて専門性を持って支援ができるよう努めていく。好きな事に没頭しがちな子どもの特性を強みにし、友達と共に好きな事をして楽しみ、さらに自己肯定感を育み、楽しい子ども時代を送れるよう支援をしていく。

＜保護者集団を形成する＞

これまで、支援学級に通う子どもたちの保護者からは「保護者懇談会は先生との個別懇談だった」「親学級の懇談会に参加しても悩みが違って疎外感があった」等の言葉がきかれ、孤立しがちである事がうかがえた。第２通園くじらの保護者懇談会でも、「第２通園くじらは保護者のつながりを大切にしていてありがたい」「貴重な場所」という意見も多く、子どもが大きくなるにつれ、保護者同士のつながりはさらに大切な物となっている事がうかがえた。放デイほたるでは支援学校在籍の子どもと支援学級に在籍する子ども、幅広い年齢層等、様々な形態の保護者集団つくりが予想されるが、保護者のつながりを大切にする取り組みは、これからも重点目標として掲げ、生きづらさを持った子どもが卒業してからも末永くたくましく生きていけるよう、育児の要である保護者の心理的なサポートを行う。保護者懇談会、障害に関する学習会、先輩の話をきく学習会など、現状に合った方法を模索しながら今までのノウハウを生かし保護者の集団つくりに取り組んでいく。

〈発達保障〉

1. リラックスできる場の提供

学校・家庭につぐ第３の場として、心身ともにリラックスして過ごし、自己表現ができる場として機能していく。

1. 自己肯定感を育む

　一人一人の特徴を理解し、受けとめ、共感し、子どもが自信をもって生きていくための心の土台づくりをする。

1. 仲間との活動を通して生活習慣や社会性を育む

あそびや集団活動を通して、基本的な生活習慣や手段的日常生活動作の力を育む。友だちと活動する中で、社会で生きていくための必要な社会性を育む。

1. 友だちと共に様々な経験をする

友だちと共に楽しい活動をすることを最優先にしながら地域に積極的に参加し、社会的マナーを友だちと共に身に着ける。

＜保護者支援＞

1. 子育てに関する不安や悩み等の相談に応じる

ライフステージに応じて心身共に変化が大きい子どもを育てる悩み等、相談に応じていく

1. 家庭の子育て力を育む

毎日の活動を通して、保護者の思いに寄り添い支えていく。必要な時には、障害特性に応じ関わり方や適切な地域資源の利用を勧める等、子育てをサポートしていく。

1. 保護者自身の時間を保障する

心身共に健全で前向きに子育てできるよう、長期休暇や土曜日に一日活動を行い、保護者自身が自分の時間を持てるよう保障する。

1. 学習会の開催

思春期の子どもの理解と性に関する学習会を開催し、多感な時期の子供たちへの接し方を職員と共に学習し合う。

1. 保護者懇談会の開催

年に2回の保護者懇談会を開催し、保護者の要望や困りごと等を出し合える機会とし、保護者集団つくりの場としても活用する。保護者からあがった声等を活動に反映していく。

＜地域支援＞

1. 利用児童が通う学校や、関係する事業所、相談支援専門員と連携を密にし、子どもの置かれている状況や困難さについて情報共有し、よりよいサポートができるよう協力し合う。
2. 子どもが将来にわたって、のびのびと地域で生活できるよう地域の課題にも目を向け、関係者と共に連携できる場を作っていく。

６、利用者への福祉サービス

（１）日課

【放課後活動】

はじまりの会→おやつ→活動（散歩・買い物・公園遊び・クッキング・制作・公共機関でのおでかけ・季節の行事等）→おわりの会

【長期休暇活動】

自由遊び→はじまりの会→活動→給食または弁当→活動→おやつ→おわりの会

（活動は、散歩・買い物・公園遊び・クッキング・制作・公共機関へのおでかけ・季節の行事の他、地域イベントへの参加。長期休暇中に１回イベントとしてのピクニックやボーリング場、映画館、カラオケなど特別なおでかけ）

1. 保育・療育支援

ゆったりとした中にも、散歩・クッキング・買い物・集団ゲーム・絵画等、目的をもったメリハリのある活動で、年齢にあった活動を行います。

（３）懇談会の開催

前期後期の2回の保護者懇談会を行います。

（４）その他必要な援助

地域連携

地域のケース検討会議に資料を提出し、出席します。

送迎サービス

三重県紀宝町内の範囲で、要望のある家庭に保育士及び指導員が送迎を行います。区域外の送迎についても、相談に応じます。

送迎する事が危険と判断した際には、保護者に迎えに来て頂く等、安全を優先して臨機応変に対応します。

おやつサービス

一食につき１００円を負担して頂きます。

給食サービス

一食につき３００円を負担して頂きます。

７、諸記録の整備

保育日誌、ケース記録、サービス提供記録、モニタリング記録、個別支援計画、避難訓練記録、研修記録、会議議事録等の書類の整備を行います。

８、利用者・家族のプライバシーの確保

人権擁護の立場から個人のプライバシーの保護並びに配慮を徹底します。 職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。更に職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に明記するなど必要な措置を講じます。

９、非常災害対策（安全管理）

天災及びその他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、防火責任者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、職員に周知徹底をはかるとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。又非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

・避難訓練の実施 （　1年に12 回 ）

・消防設備自主点検（　1 年 12回 ）

・防犯訓練（1年2回）

・救命救急講習(1年1回)

１０、虐待防止・人権擁護のための措置

利用者の人権擁護・虐待防止等に対応するため、責任者及び推進委員の配置、相談窓口の設置等苦情解決体制に整備、職員に対する研修その他の必要な措置を講じます。

１１、苦情解決体制の整備

利用者家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずる。

　苦情解決責任者　　　　　仲　さより

　　　苦情解決担当者（受付）　藪根　知明

　　　第 三 者 委 員 　　 紀宝町役場　福祉課　福祉課長

　　　第 三 者 委 員 　　 紀宝町社会福祉協議会　事務局長

１２、職員（援助者）の援助技術の向上

（１）職員会議の実施（月 4 回）

　　　個別支援会議 （随時）

（２）研修の実施

　　　・研修計画の策定

　　　・各種研修会への参加

　　　 　発達の学習・障害についての理解等

　　　・各々の職員の目標設定並びに人事考課を実施します。

１３、事務・財務管理

1. 会計処理の適正化をはかります
2. 請求事務の効率化・適正化をはかります
3. 経費の省力化をはかります

１４、その他の業務

1. 発達支援部会に参加し、関係機関との連携をはかります
2. 地域の啓発活動（地域住民の障害への理解の促進）につとめます
3. 地域との協力につとめます

年間行事計画

春：春季休暇の一日おでかけ／保護者懇談会

夏：中高生夏の取り組み

秋：保護者懇談会

冬：クリスマス会／卒業おめでとう会